

定款

一般社団法人 ほまれの会

平成27年 6 月 30 日 作成
平成27年 月 日 公証人認証
平成27年 月 日 成立

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ほまれの会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県一関市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスを提供することを目的とし、その目的に資するため、次の事業行う。

- (1) 障害者共同生活援助事業
- (2) 相談支援事業
- (3) 障害者就労継続B型事業
- (4) 前各号に付帯又は関連する収益を伴わない事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式により申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に法人に対し予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は定款その他の規則に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般社団法人」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は、解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、一般社団法人又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び社員総会に付議される事項について意志を表示した者は、出席とみなす。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(記事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以上
- 2 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(理事の選任)

第17条 理事は、設立時理事を除き、社員総会の決議によって選任する。

但し、各理事について当該理事及びその配偶者または三親等内の親族（これらの者に準ずる当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む）の合計人数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

- 2 代表理事は、設立時代表理事を除き、理事の互選によって理事の中から選任する。

(理事の解任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第19条 理事の報酬は、社員と同じ一般社団法人ほまれの会 給与規則に基づく。

第5章 計 算

(事業年度)

第20条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第21条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第22条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第23条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第24条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

2 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議をへて、当法人類似の事業を目的とする他の公益法人、又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の年度は当法人成立日から平成28年3月31日までとする。

(設立時役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 青野繁清

設立時理事 鈴木陽子
設立時理事 小松正人
設立時理事 菅原満子
設立時代表理事 青野繁清
設立時代表理事 鈴木陽子
設立時代表理事 小松正人
設立時代表理事 菅原満子

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。


住 所 宮城県気仙沼市唐桑町宿浦263番地4
設立時社員 鈴木陽子
住 所 岩手県一関市千厩町千厩字町11番地3
設立時社員 小松正人
住 所 岩手県一関市室根町矢越字橘根沢10番地1
設立時社員 青野繁清
住 所 宮城県気仙沼市九条352番地5
設立時社員 菅原満子

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 ほまれの会 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年6月30日

設立時社員 小松正人 

設立時社員 青野繁清 

設立時社員 鈴木陽子 

設立時社員 菅原満子 



登簿平成27年第35号

認 証

本定款の設立時社員青野繁清外3名の代理人ギデンス
ス恵美子は、被代理人全員が本定款における各自の記名
押印を自認する旨、本公証人の面前で陳述した。一

よって、これを認証する。 _____

平成27年7月10日日本職役場において _____

岩手県一関市田村町2番25号

盛岡地方法務局所属

公証人

吉岡慶治

